

令和7年度第2回八街市地域公共交通協議会 議事要旨

開催日時	令和7年6月19日（木）午後1時30分から午後3時15分
開催場所	八街市役所 第1庁舎 3階 第1会議室
参加人数	23人
事務局	1. 開会 定刻となりましたので、令和7年度第2回八街市地域公共交通協議会を開会いたします。 私、進行を務めさせていただきます企画政策課企画政策係 行方と申します。 最初に、事前に送付いたしました資料の確認をお願いいたします。 ①令和6年度第2回八街市地域公共交通協議会次第 ②資料1 「令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定について」 ③資料2 「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」 ④資料3 「令和8年度地域間幹線系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」 ⑤資料4 八街市地域公共交通再編等策定業務について ⑥資料5 八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業について ⑦八街市地域公共交通協議会規約 ⑧令和7年度八街市地域公共交通協議会委員名簿 ⑨八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託業務報告書 でございます。 また、本日配布資料として本日の席次表、及び資料3の5ページ目の差替え資料をお渡ししております。 不足資料がございましたらお申し出ください。 次に、本日の出席者は代理出席者3名を含めまして委員28名中、23名でございます。 なお、本市の総務部長、一般社団法人千葉県バス協会専務理事の成田様、八街市PTA連絡協議会会長の堀部様、千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長の伊藤様、以上4名からご欠席のご連絡を頂いております。 それでは本日の協議会を開催いたします。 本日の協議会の日程は次第のとおりです。 はじめに八街市地域公共交通協議会 大木会長よりご挨拶を申し上げます。 2. 会長挨拶 会長の大木でございます。 本日は、公私ともに忙しいなか、令和7年度第2回八街市地域公共交通協議会にご出席いただき、ありがとうございます。 さて、本市では、令和3年5月19日に策定いたしました八街市地域公共交通計画に基づきまして、コミュニティバス「ふれあいバス」の運行のほか、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業などを実施いたしまし
大木会長	

事務局	て、地域の交通空白地帯解消に向け、様々な取組を実施しております。 そのような中、「八街市地域公共交通計画」の計画期間が今年度をもって終了することから、次期計画の策定業務を行ってまいります。 本日の会議では、地域内のバス交通の運行についての支援となります地域公共交通計画の認定申請の説明などが議題となっております。 委員の皆様におかれましては、本市の公共交通の充実のため、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。 次に、令和7年度を迎えて初めての協議会となり、新しく委員となられた方もおりますので、新委員の方々の紹介をさせていただくところでありますが、時間の都合上、協議会名簿をもって自己紹介とさせていただきます。 3. 議題 それでは、議題に入らせていただきます。八街市地域公共交通協議会規約第9条の規定により、会議の議長は会長をもって充てることとなっておりますので、議事進行については大木会長にお願いします。
大木会長	議題（１）「令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定について」について 始めに、議題（１）「令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定について」、事務局より説明を求めます。
事務局	議題1「令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。 右上に資料1-1と記載しております資料をご覧ください。 令和6年度につきましては、2回の書面開催を含め、計4回の協議会を開催いたしました。取組については資料の通りとなっております。 主な内容といたしましては、 ・ふれあいバスの運行事業 ・バスの乗り方、交通バリアフリー教室の開催 ・デマンド型乗合タクシー実証運行事業 ・高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 ・八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託の実施 となっております。 次に資料1-2のページをご覧ください。 続きまして、令和6年度歳入歳出決算書のご説明をさせていただきます。 はじめに歳入ですが、予算現額20,435,000円に対して、収入済額は20,739,051円となっております。内訳は資料の通りとなります。 次に歳出の説明に移ります。歳出につきましては、まず総務費8節報償費につきましては、支出済み額125,000円です。これは書面開催を除く協議会開催2回のうち委員25名分の報償費です。 次に12節役務費につきましては、支出済み額14,960円です。こちらは委

	員報酬の振込依頼手数料でございます。 11 節需用費につきましては支出はございませんでした。 次に 13 節委託費につきましては、支出済み額 8,360,000 円です。こちらは八街市地域公共交通計画の基礎調査委託料でございます。 次に事業費 18 節負担金、補助金及び交付金ですが、支出済み額 11,537,000 円です。こちらは令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び地域公共交通調査等事業補助金となっており、補助金相当額を市に納付するものです。 次に予備費ですが、支出はございませんでした。 次に返戻金につきましては、支出済み額 702,091 円です。こちらは市負担金の不用額を返還するものです。 以上、歳出総額は予算現額 20,435,000 円に対し、支出済み額は 20,379,051 円となっております。 なお、本決算書に対する監査につきましては、監査委員であります石毛委員及び秋葉委員にお願いしたものであります。 議題 1 についての説明は以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありましたとおり、「令和 6 年度歳入歳出決算」については、去る 6 月 11 日に石毛委員及び秋葉委員に監査をしていただきました。 それでは、石毛委員から監査報告をお願いいたします。
石毛委員	ただいまご報告のありました通り令和 7 年 6 月 11 日に秋葉委員とともに監査を実施したところであります。企画政策課の担当職員の説明がありまして、会計帳簿、最終的に市へ返還した額を確認、そして通帳を確認し、0 円という形で通帳が仕切られておりました。 これらを精査したところ、適正に事務処理がなされたことをここに報告いたします。
大木会長	ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明のありました「令和 6 年度事業報告及び令和 6 年度歳入歳出決算の認定」について、質疑はありますか。
高山委員	令和 6 年度の取組として、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてどのような取組かの概要を教えてください。
事務局	ご説明させていただきます。 65 歳以上の免許を返納した方に対し、ふれあいバスの回数券を 55 回分無料でお渡しするという事業となっております。
大木会長	他に質疑がなければこれで質疑を終了いたします。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。 (場内「異議なし」の声多数) この議題は認定されました。

大木会長	議題（２）「令和８年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」 続きまして、議題（２）「令和８年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、事務局より説明を求めます。
事務局	議題（２）「令和８年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」、ご説明申し上げます。 右上に資料２と書かれた資料の１ページ目をお開きください。 簡単に概要から説明させていただきます。 こちらは、国土交通省の公共交通事業に関する補助メニューで、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通の運行についての支援となっております。 当市のコミュニティバスであるふれあいバスは、八街市と山武市の成東駅を結ぶ幹線系統である路線バスである「八街線」に接続しており、その幹線系統をフォローする形で市内の各地域を運行しております。 今回お諮りさせていただきます地域公共交通計画の認定申請につきましては、ふれあいバスと路線バスの「八街線」の幹線系統の確保維持を図るためのものです。 本市につきましては、平成３０年度から本協議会より申請させていただいており、本年度も引き続き申請をたく、認定申請資料を作成し、今回の議題としてお諮りさせていただきます。 申請案につきましては、本協議会の場で協議、承認をいただいた後、国土交通省に申請し、認可がおりれば、令和７年度の事業期間である令和７年１０月１日から令和８年９月３０日を経て、支援としてふれあいバスの一部運行系統に対して国から補助金を受けることとなっております。 なお、昨年度につきましては、９,３４２,０００円の交付を受けております。 それでは、お配りした資料の説明に入らせていただきます。 資料の１ページ目をご覧ください。 こちらは地域公共交通計画の認定申請書になります。関係書類を添付し、申請することとなります。 続いて２ページ目をご覧ください。 本市地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に係る記載箇所の一覧表となっております。本確保維持事業を実施するにあたり、必要な計画内容の記載をさせていただいております。 続いて、４ページから８ページにかけては令和３年５月１９日策定の八街市公共交通計画内の該当箇所の写しを添付させていただいております。内容については割愛させていただきます。 ９ページをご覧ください。 右上に別紙と記載されている資料について説明させていただきます。 １番の地域公共交通確保維持事業にかかる目的、必要性につきましては、内容は一部省略させていただきますが、八街市の公共交通ネットワークを確保するためにふれあいバス、民間の路線バス、タクシーや鉄道などそれぞれが持つ運行特性や役割に基づき、交互に補完し合うことが必要であり、特にふれあいバスにつきましては、地域内生活交通の内、公共交通空

白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であるため、地域公共交通確保維持事業を活用し、国庫補助金をいただきながら安定的に確保維持していくことが必要であると考えております。

2 番の確保維持事業の定量的な目標・効果につきましては、八街市地域公共交通計画の 5-5 ページに記載させていただいております、ふれあいバスの年間利用者数を 86,000 人に設定しております。令和 6 年度につきましては、実績が 95,785 人となっており、前年は 93,361 人ですので、目標値は上回っており、令和 5 年度と比較し、2,424 人の増となっております。昨年に引き続き、増加傾向であります。また、計画記載の令和元年度の現況値を目標として記載させていただいております。

公共交通に係る市の年間財政負担額につきましては、52,201,000 円と令和元年度の実績に収めるように目標設定させていただいております。

「(2) 事業の効果」といたしましては、ふれあいバスの運行を維持することにより、民間路線バス等の運行していない地域の交通弱者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されることに加え、平成 29 年 10 月からふれあいバスターミナルを八街駅南口に移設しておりますので、広域幹線・幹線・支線のネットワークが連携して効率的な運行体系が実現でき、さらには外出支援・地域活性化に繋げることができると考えております。

3 番の 2 の目標を達成するために行う事業及びその実施主体といたしましては、記載しておりますとおり、バス運行事業者様と協力して目標を達成していきたいと考えております。

続いて 10 ページをご覧ください。

4 番につきましては添付しております 14 ページの表 1 に、運行予定者および補助対象となる運行系統の一覧を記載しております。ふれあいバスの各コースをこちらに記載しております。

5 番につきましては、令和 6 年度のふれあいバスの運行経費に対する見積内容を参考に調整し、京成バス千葉イースト株式会社からいただいた見積書の見積金額を記載しております。ふれあいバスの市街地循環コース、北コース朝 B 便のみ、西コース、南コースにつきましては、調整金額につきまして、49,170,000 円、北コース朝 B 便のみ除くものにつきましては、2,070,000 円としております。合計金額は 69,240,000 円となっております。

6 番から 9 番にかけては記載の通りとなっております。

続いて 11 ページをご覧ください。

10 番目の地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要につきましては、添付しております 22 ページ目の表 5 をご覧ください。人口集中地区以外という箇所には 58,686 人と記載しておりますが、こちらは令和 2 年の国勢調査の人口から同じく国勢調査の人口集中地区人口を引いた人数を記載しております。また下段に八街市地域公共交通計画の策定年月日を記載しております。

11 番から 17 番につきましては該当がございません。

続きまして、12 ページをご覧ください。

18 番の協議会の開催状況と主な議論につきましては記載のとおり、今まで協議してきた協議会の開催内容が記載されております。

19 番の利用者等の意見の反映状況につきましては八街市地域公共交通計画作成の際の意見の反映について記載しております。

この内容につきましては、本協議会で協議後、6 月 30 日までに関東運輸局に提出いたします。

	議題 2 の説明については、以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありました「令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、質疑はありますか。
今井委員	資料の中に、減価償却費等記載している部分について、車両の購入や代替えについては全て「該当なし」と記載されていますが、その記載については、14 ページの中に記載のあるコース（市街地循環コース、北コース、西コース）についてだと思います。 弊社で担当している「南コース」については車両の代替え等考えていないのか、お伺いします。
事務局	お答えします。 今井委員の仰られたとおり、南コースにつきましては、今回のフィーダー補助金の対象外となっておりますので、南コースの車両については記載が出来ない部分となっておりますので、記載が無い状態となっております。
今井委員	付け加えますと、小型バスというものが大体使える年数が 7 年、走行キロ数 70 万キロが限度だとメーカーの方から言われております。 今一番古い車両が南コースの平成 27 年車、78 万キロいっております。 また、西コースが平成 30 年車、55 万キロ。市街地循環コースが平成 29 年車、56 万キロ。この距離数を勘案して、この先代替え等を考えていただければ助かります。
事務所	車両の更新に関しましては、現在検討しているところでありますのでお時間いただければと思います。
今井委員	ありがとうございます。
梅田委員	追補となります。 車両についてはなかなかわかりづらいところではありますが、予備車というものは車検の時などに弊社で所有している車両を使用して代行するものでして、お客様にとってはふれあいバスはコースを車両の色で把握されていたりして、違う車両が来たりすると認識しづらいのかと思われます。 現在、各コースの車両のキロ数が進んでおりますので、故障の度合いというものが多くなります。他の市町村でも、弊社で何ルートも運行していた際、2 ルート車両が故障した時があり、予備車も足りなくなり、運休という話にもなりかねない事態となりました。 八街市におかれましても、喫緊の課題であると認識していただければ、と思います。 お客様を運ぶ輸送業者にとっては「安全、安心」が基本中の基本となっておりますので、安全、安心に運ぶためにも車両の更新について、早急なご検討をよろしくお願いいたします。
大木会長	他に質疑がなければこれで質疑を終了いたします。 次に採決をいたします。

	この議題を認定することにご異議ありませんか。 (場内「異議なし」の声多数) この議題は認定されました。 事務局におかれましては、速やかに国土交通省への申請を行ってください。 議題（３）令和８年度地域間幹線系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について
大木会長	次に、議題（３）令和８年度地域間幹線系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について、事務局より説明を求めます。
事務局	議題３「令和８年度地域間幹線系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」、ご説明申し上げます。 右上に資料３と記載された資料と、事前に席に配布させていただいた資料３の差替えと書かれた用紙をご用意いただきご覧いただければと思います。 こちらですが、地域幹線系統確保維持事業につきましては、京成バス千葉イースト株式会社様の「おまご線」と「八街線」に対する補助事業となっております。 昨年の申請分より各市町村の地域公共交通計画に補助事業を位置づけることが必要となりまして、沿線に位置する市町村の協議会で協議をする必要があることとなりました。 当協議会におきましては、京成バス千葉イースト株式会社様の「おまご線」と「八街線」が対象となっております。 それでは資料３の１ページ目をご覧ください。 さきほどの資料２と似通っておりますが、違うものとなりますのでご了承ください。 こちらは地域公共交通計画認定申請書になります。資料２と同様に関係書類を添付し申請をすることとなります。 続いて２ページ目をご覧ください。 こちらは地域公共交通計画の地域幹線系統の別紙となります。 １番から３番及び９番につきましては、本日差替えで配布したＡ４用紙１枚の別表をご覧ください。 こちらは千葉県バス対策地域協議会という県の方の協議会におきまして、おまご線の方は千葉分科会、八街線の方は印旛分科会でワーキンググループを開催しておりまして、その中で路線の必要性や効果目標を策定したり、各市町村、バス会社様の取組内容を協議いたしまして、内容を定めているものとなります。 続きまして、４番の地域公共交通確保維持事業により運行確保維持する運行系統の概要及び運行予定者につきましては、６ページの表１をご覧ください。 表１、地域公共交通確保維持事業により、運行確保維持する運行系統の概要及び運行予定者として、京成バス千葉イースト株式会社様で八街線とおまご線の記載があり、それぞれの国庫補助額の記載があります。 ５番につきましては、９～１２ページ目の表２をご覧ください。

	こちらには地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額が記載されております。 詳細については割愛させていただきます。 7 番から 8 番、10 番から 13 番につきましては該当がありませんので記載をしておりません。 14 番につきましては、協議会の開催状況と主な議論内容を記載しております。 15 番につきましては、市ホームページで別表の記載内容について意見募集を実施していることが記載されております。 16 番につきましては、協議会の構成員について記載をしております。 この内容につきましては、先ほどと同様に本協議会の協議を経て、6 月 30 日までに関東運輸局に提出いたします。 議題 3 の説明については以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありました「令和 8 年度地域間幹線系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」、質疑はありますか。
福浪委員	資料の 3 ページ、15 番の利用者等の意見の反映状況というところで、意見を募集していただいたということですが、何か意見等はあったのでしょうか。
事務局	意見を募集したところ、意見はありませんでした。
松野委員	9 ページと 11 ページについて教えてください。 キロ当りの補助対象経常費用について、9 ページは 378 円、11 ページは 241 円となっており、こういった金額の違いはどういった要因から生ずるものなのでしょうか。キロ数が一定で、人件費も同じであれば差異が出ないように思います。
事務局	こちらは、9 ページがおまご線、11 ページが八街線となっており、それぞれの路線毎の計算になっておりますのでそれぞれの金額が変わっております。資料内では両線とも京成バス千葉イースト株式会社様と同じ会社名が記載されておりますが、今年の 4 月に京成バスグループが合併したため、元は別の会社が運営しておりました。そのため、経費等も計算根拠が別となるので、数値が変わってくるものです。
今井委員	補足すると、別会社の過去 3 年間の収支によって経費を算出しているため、記載されている数値が変わっておりますが、3 年後には、合併した後の同一会社の収支による算出になるため、同じ数値が記載されていくと思われます。
松野委員	わかりました。ありがとうございます。
大木会長	他に質疑がなければこれで質疑を終了いたします。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。

事務局	(場内「異議なし」の声多数) この議題は認定されました。 事務局におかれましては、速やかに国土交通省への申請を行ってください。 以上で、本日の議題については終了となりますが、次第のその他報告事項に入る前に、質疑等はありませんか。 何もなければこれで議題を終了し、次第 4 その他報告事項に移ります。 その他でございますが、事務局よりなにかありますか。 議題（４）八街市地域公共交通再編等策定業務について 事務局より、2 点報告させていただきます。 右上に資料 4 と記載された資料をご覧ください。 その他（１）「八街市地域公共交通再編等策定業務について」ご報告申し上げます。 現行の八街市地域公共交通計画につきましては、令和 3 年に策定をしており、令和 8 年 3 月 31 日をもって、計画期間が終了いたします。 次期公共交通計画を策定するため、昨年度は、計画策定の基となる基礎調査を実施いたしました。 基礎調査の内容につきましては、今回の資料と一緒に送付いたしました冊子、「八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託業務報告書」に調査内容をとりまとめております。 詳細につきましては、膨大なため省略させていただきますが、調査内容を基に、地域公共交通計画と運行コースや運行ダイヤの再編案を策定してまいります。 今年度は計画策定を実施するにあたり、財源に関しては令和 7 年度公共交通協議会負担金として、予算要求し、903 万 3 千円が予算措置されており、その内 861 万 3 千円が委託費となっています。 また、特定財源として、千葉県単独補助事業である『地域公共交通「リ・デザイン」推進事業費補助金』に交付申請し、6 月 12 日付けで 427 万 3 千円の交付決定を受けております。資料では交付決定待ちとなっておりますが、その後交付決定がされましたので報告させていただきます。 当該事業の委託事業者につきましては、公募型プロポーザル方式により実施しております。 選定事業者は株式会社アーバントラフィックエンジニアリングに決定しております。 今後のスケジュールについては、先ほど申し上げたとおり、交付決定がされましたので、契約締結を今月下旬を目処に進め、打合せを 7 月上旬に行い、基礎調査内容の整理、公共交通計画案の策定を随時進めてまいります。また、勉強会の実施となっておりますが、実際は住民の方々に対し、公共交通の現状を説明するような会を検討しておりまして、こちらを 9 月上旬頃実施する予定です。それから計画案を策定した後、パブリックコメントを 12 月下旬頃実施し、業務完了を 2 月下旬頃と予定しております。
-----	---

	適宜、公共交通協議会を開催させていただき、次回以降、計画策定の計画案についてを皆様に協議していただきたいと考えております。 八街市地域公共交通再編等策定業務についての報告は以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から報告のありました八街市地域公共交通再編等策定業務について、質疑はありますか。
高山委員	令和 8 年 4 月に向けて公共交通の再編計画をということですが、今事務局から説明いただいた通り、適宜公共交通協議会で報告したり検討していただきたいと思います。これから計画を作るにあたって、パブコメ等までの時間を考えると、あまり時間に余裕がありませんので、なるべく早め早めに報告の方を協議会委員の方に知らせていただきますようお願いいたします。
事務局	なるべく早い段階で計画案を作成し、皆様に確認していただきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。
高山委員	方向性や再編の大まかな流れとかでも結構です。なるべく早めに報告いただければと思います。
大木会長	他に質疑がなければ次の報告事項の説明をお願いします。
	議題（５）八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業について
事務局	続きまして、八街市デマンド型乗合タクシーについて報告させていただきます。 八街市デマンド型乗合タクシーについてご説明申し上げます。 右上に資料 5 と記載された資料をご覧ください。 八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業につきましては、2023 年 10 月 2 日より運行を開始し、1 年半以上が経とうとしているところでありますが、5 月末までの状況について、ご報告させていただきます。 また、今年の 4 月から乗合タクシーの利用に関して変更が 2 点ございました。 1 つは共通乗降場所という、南北のエリアでの乗り継ぎを要さず一律 500 円で乗車可能な乗降場所が増えたこと。こちらは主に市内の医療機関と商業施設を追加しております。 2 点目は予約電話の繋がりにくさ対策として、電話予約が 7 日前、インターネット予約が 6 日前としていたものをどちらも 7 日前から予約可能と変更しました。 資料 1 ページ目をお開き下さい、 いずれも 5 月末時点の状況で、利用者数は、北部 2,011 人、南部 3,467 人、合計 5,478 人です。 利用者数の説明ですが、1 ヶ月に複数回利用した場合でも同一人物であれば 1 人としてカウントしています。

利用件数は、北部 5,423 件、南部 11,567 件、合計 16,990 件です。
平均すると、1 人当たり 1 月に 3 回ほど利用していることになります。
会員登録者数は、次の 2 ページ目に記載されておりまして、北部 1,310 人、南部 1,694 人、合計 3,004 人です。

3 ページをお開き下さい。年代別の登録者数・利用者数・利用件数の一覧です。70 歳代から 80 歳代の方の登録と利用が多く、免許を返納したりして、車が利用できなくなってきた世代の利用が多い傾向にあります。

4 ページをお開き下さい。乗降場所の乗り継ぎ件数の一覧です。
まだデータは少ないですが、今年度の 4 月、5 月の乗り継ぎ件数は 0 となっており、乗降場所を追加した効果が出ているものと思われます。特に乗り継ぎ利用の多かった医療施設、イオンやトウズなどの商業施設が共通乗降場所として追加されたことで、乗り継ぎを要する移動はほぼ需要を満たせているかと思われます。

市で乗合タクシーの利用法などを説明する出前講座の場などで、利用者の声として、「前より良くなった」といった好意的な意見をいただいております。

5 ページをお開きください。上段の予約時期割合ですが、1 日以上前に予約する利用者が半数を超えています。

下段の曜日別平均予約件数ですが、極端な偏りはなく、比較的月曜の予約が少なく、金曜の予約が多い傾向があります。

6 ページをお開き下さい。予約方法別の予約件数ですが、高齢者の利用が大半を占めるため、多くが電話での予約です。パソコンやスマートフォンを利用してのインターネットでの予約については、スマートフォンでの利用が増加傾向です。

8 ページ目をお開きください。

こちらは、月別の乗合率です。全体平均すると約 1.3 人程度です。

今年度に入ってからだと 1.33 人程度で、開始当初から比べると多少増えてきてはいるものの、ほぼ横ばいとなっております。

9 ページ目をお開きください。

月別の予約キャンセル数です。ほぼ 20%強で推移しているところです。

最後に、八街市デマンド型乗合タクシーの会員登録者に対し、現在アンケート調査を実施しております。

令和 7 年 3 月 15 日時点で会員登録が済んでいる 18 歳以上の会員 2,746 名に対し、紙のアンケートを送付し、返信用封筒にて回答いただく方式で、6 月 27 日を期限に実施しております。

結果につきましては、あらためて報告をさせていただきます。

八街市デマンド型乗合タクシーについての報告は以上となります。

大木会長	ただいま、事務局から報告のありました八街市デマンド型乗合タクシーについて、質疑はありますか。
中村委員	キャンセル数についてお聞きします。 資料にあるキャンセルというのは、予約の希望が合わないというのもキャンセルに入っているのか、予約の後にキャンセルしているのか、どちらになるのでしょうか。また、キャンセルの理由は何でしょうか。
事務局	こちらは予約の後にキャンセルになったものとなっております。 キャンセル理由の詳細については、データとして出てこないところではありますが、予定が合わなくなってしまったことや、予約時間に遅れてしまった、といったことが多いのではないかと思います。
中村委員	こういった事業を活性化させるには、「なぜ使わなかったのか」に手を入れていくと活性化のヒントが出てくるのではないかと思いますので、キャンセル理由を質問した次第です。
事務局	可能であれば、データ等取る機会を設けさせて頂ければと思います。
高山委員	キャンセルに関してですが、感覚的に 20%近くがキャンセルになる、というのは多く感じるのですがいかがですか。
事務局	一例ですが、病院などの帰りの時間帯が読めない予約を取った際に、予約時間を過ぎてしまう、といったことがあります。通常のタクシーであれば、多少お待ちすることが出来ると思いますが、デマンドタクシーの場合、次の予約が詰まっているため、お待ちすることが出来ずに結果的にキャンセルになってしまう、といったことがあるのではないかと思います。
中村委員	デマンドというのは、時間がぴったり上手く合わないと使えない、という前提で動いているわけで、「ちょっと時間が合わなくなったからキャンセル」といった利用は使う側としても問題があるように思います。 その辺りはもっと周知徹底していただいて、安く出来るけど、こういった不便なところもありますよ、という点をもっと認識してもらわないといけないと思います。
事務局	仰るとおりで、デマンドタクシーについて、通常のタクシーと同じような認識を持っている利用者の方もいて、ご指摘の点も周知をさせて頂ければと思います。
山本委員	高齢者の立場でお話しますと、私は八街市シニアクラブ連合の会長をさせて頂いておりましたが、事業を展開する際、参加者の 1 割は参加と表明していても当日出席できない、といったことがあり、今回のタクシーの 2 割近くがキャンセルになる、というのも領ける部分があります。何日も前に予約をして、当日に忘れてしまったり、当日健康状態が優れない状況になることもありますので、そういう点でご迷惑をおかけする部分がありますが、ご理解をいただきたいと思います。
中村委員	そういったことを事実としてそういったことがあるのだ、と認識

	していることが事業の活性化にも繋がるのではないかと思います。
山本委員	シルバーの立場からすると、タクシー券の方が使いやすかったんですけど、財政的な問題でデマンドをやる経緯があったかと思いますが、やはり「使い勝手が良い」ということが一番高齢者にとってはいいことです。 デマンドの場合は、高齢者にとって使い勝手は必ずしもいいとは言えない。シニアクラブ連合の方でも話題になることはありますが、市の方も努力していただいておりますので、できるだけ活用する方向で話はしております。
中村委員	乗合タクシーの特性からして、事後キャンセルを無くしていくような啓発をしていった方がいいんじゃないですか。「事前に早めにキャンセルをお願いします」といった話じゃないかと思うのですが。
大木会長	今、各委員が言われた通り、キャンセルが毎月 20% を超えて出ていますので、実際に使いたい方が使えない、といったことが多くありますので、市の方としても、改善していくべきだと思います。
松野委員	マッチングできなかった、予約が取れなかった方についての数値はわかるのでしょうか。大体の数値でいいので教えてください。
事務局	大体 2～3 割が予約希望に合わないで予約できなかったと記憶しております。 データとして抽出できますので、次回以降の協議会の場で資料を提出させて頂ければと思います。
松野委員	事後キャンセルの 2 割が解決すれば、2～3 割予約が取れないという問題にも効果がありそうですね。
事務局	啓発によって、事後キャンセルが減れば、予約の取りやすさにも効果が見られると思いますので、周知、啓発は検討させていただきます。
大木会長	例えば、「駅に何時に着きたい」といった希望に対して、折り合いが合わずキャンセルになる場合もある。そもそも乗合が嫌だ、という方もいらっしゃる。
松野委員	その部分に関しては、デマンドの形態でいいと思ってもらえる人に使ってもらえれば良いと思うんですが、「使いたいのに使えない」といった方について、問題にしなければいけない。
大木会長	その点に関しては仰るとおりです。事務局の方で次回以降、データを提出してください。
事務局	承知いたしました。
高山委員	運行に関しましては京成タクシーイーストにて行っておりますので、データにプラスして実際の利用状況についてヒアリングしていただければ、実態に即した現状が皆様にお伝えでき、具体的な協議ができるのかと思います。

	ます。
大木会長	他に質疑がなければ、協議会全体としてなにかご意見あれば伺います。
松野委員	資料４について、事前に送付のあった「八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託業務報告書」（市ＨＰにて公開済）についてですが、４-２の部分にふれあいバスの停車時間の理由として赤信号以外にＡ渋滞、Ｂ工事などのＡＢＣＤ４区分に分類されてますが、その後の資料にそのＡＢＣＤの情報が出てこないの資料のどの部分を見ればいいのかわからなかったの、教えていただきたい。
事務局	
大木会長	記載がないようでしたので、委託業者の方に確認しまして、次回の協議会の際に回答させていただければと思います。
	他にご意見が無いようでしたら進行を事務局に戻します。
事務局	４．閉会 それでは、本日集まりの皆様、大変お疲れ様でした。 ここで、事務局よりご連絡を申し上げます。 本日の報償費のお支払いにつきましては、７月の中旬頃を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは以上を持ちまして、令和７年度第２回八街市地域公共交通協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。